

懲戒第 3 号

令和 8 年 8 月 10 日

弘前大学弓道部御中

全日本学生弓道連盟

執行委員長 伊香 亮平

懲戒処分通知書

貴学弓道部は、下記に記載の通り、本連盟の加盟校としてふさわしくない行為を行いました。

よって、全日本学生弓道連盟規約第 29 条に定めるところにより、貴学弓道部に対して本連盟主催大会への出場停止 3 ヶ月（令和 8 年 8 月 10 日から同年 11 月 10 日まで）を行い、態度改善を強く求めます。

記

1. 懲戒処分の原因となる事実

令和 8 年 6 月 14 日から翌 15 日にかけて青森県弘前市内において、貴学弓道部の部員 8 名による飲み会が開催された。当該会において、6 名による未成年者飲酒行為および 8 名による酒気帯び状態での自転車運転行為が確認された。その後、令和 8 年 7 月 14 日に行われた事実確認会において当該事実を本人らに確認した。

2. 議決に至る経緯について

令和 8 年 8 月 9 日に実施された臨時中央委員会で、東北学生弓道連盟委員長による概要説明、弘前大学弓道部から提出された釈明文書の読み上げ、中央委員による質疑応答がなされ、採決の結果、貴学に対する懲戒処分及び上記の処分内容が承認された。

以上